



# 島根県報

令和元年11月22日（金）

第 5 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定（障がい福祉課） 2

自立支援医療機関の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定（ ” ） 2

自立支援医療機関の指定

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出の取下げ（中 小 企 業 課） 2

更の届出の取下げ

### 【公 告】

公共測量の実施（技 術 管 理 課） 3

### 【教委規則】

島根県立高等学校規程等の一部を改正する規則（学 校 企 画 課） 3

### 【正 誤】

平成27年11月6日付け島根県報号外第179号中（道 路 維 持 課） 4

**告 示****島根県告示第399号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

令和元年11月22日

島根県知事 丸 山 達 也

| 指定自立支援医療機関              |                | 自立支援医療の種類              | 更新年月日     |
|-------------------------|----------------|------------------------|-----------|
| 名 称                     | 所 在 地          |                        |           |
| かわたに薬局                  | 松江市北田町133-8    | 精神通院医療                 | 令和元年11月1日 |
| つくし薬局小山店                | 出雲市小山町115-1    | 育成医療<br>更生医療<br>精神通院医療 | 令和元年11月1日 |
| 特定非営利活動法人訪問看護ステーションこりょう | 出雲市湖陵町二部1802-3 | 育成医療<br>更生医療<br>精神通院医療 | 令和元年11月1日 |

**島根県告示第400号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和元年11月22日

島根県知事 丸 山 達 也

| 指定自立支援医療機関      |             | 自立支援医療の種類 | 指定年月日     |
|-----------------|-------------|-----------|-----------|
| 名 称             | 所 在 地       |           |           |
| 訪問看護ステーションありがとう | 松江市西川津町4078 | 精神通院医療    | 令和元年11月1日 |

**島根県告示第401号**

令和元年島根県告示第260号で告示した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による次の届出は、取り下げられたのでここに告示する。

令和元年11月22日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 取り下げられた届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン出雲 島根県出雲市大塚町620外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里3-3-1

## (3) 変更しようとする事項

## ア 駐車場の位置

本館西側に屋外駐車場Ⅷ（68台）を追加設置

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時30分から午前0時30分まで  
(変更後) 午前8時30分から午前0時30分まで  
屋外駐車場Ⅷ：午前8時30分から午後9時まで

- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 19か所  
(変更後) 20か所 (屋外駐車場Ⅷの東側に1か所設置)

- (4) 変更する年月日  
令和2年5月13日

- 2 取下げ年月日  
令和元年11月6日

- 3 取下げの理由  
代替駐車場を来客用駐車場として利用する計画を中止することとしたため。

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年11月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
令和元年11月11日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域  
松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、飯石郡飯南町、邑智郡美郷町及び鹿足郡津和野町

## 教 育 委 員 会 規 則

島根県立高等学校規程等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月22日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

### 島根県教育委員会規則第6号

島根県立高等学校規程等の一部を改正する規則  
(島根県立高等学校規程の一部改正)

第1条 島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号まで、様式第5号、様式第6号の2から様式第7号まで、様式第9号、様式第11号及び様式第23号中「」を削る。

(島根県立高等学校通信教育規程の一部改正)

第2条 島根県立高等学校通信教育規程(昭和32年島根県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第1号の2、様式第1号の3、様式第3号、様式第4号及び様式第15号中「」を削る。

(島根県立特別支援学校規程の一部改正)

第3条 島根県立特別支援学校規程(昭和46年島根県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号まで、様式第5号の2から様式第6号の2まで、様式第8号及び様式第19号中「」を削る。

#### 附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

## 正

## 誤

平成27年11月6日付け島根県報号外第179号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 箇所            | 誤   | 正  |
|-----|---------------|---|--|
| 2   | 島根県告示第736号の表中 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">           松江市美保関町片江<br/>1345番1地先から同<br/>1344番地先まで         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           松江市美保関町片江<br/>1344番地先から同1387<br/>番3地先まで         </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">           松江市美保関町片江<br/>1337番地先から同<br/>1355番地先まで         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           松江市美保関町片江<br/>1355番地先から同1381<br/>番1地先まで         </div> |